

個人住民税（市・道民税）・森林環境税の減免申請をされる方へ

- 個人住民税（市・道民税）・森林環境税の減免申請をされる方は、「市道民税減免申請書（兼森林環境税減免申請書）」に必要事項を記入のうえ、以下の書類を添付して納期限（ / ）までに税務課市民税担当まで提出してください。
- 減免は、申請日以後に到来する納期限分の税額のみが対象となります。
納期限を過ぎた税額については減免の対象になりませんので、減免を申請する際は申請時期に十分注意してください。
- 結果については、書類審査などを行い概ね1月以内に、減免（却下）通知書をお送りします。
ただし、申請内容により審査に要する日数がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【添付書類】

減免事由	添付する書類	減免対象	
		市・道民税	森林環境税
生活保護を受給している場合	生活保護受給証明書	○	○
失業等により納付が困難な場合	1 失業の事由を確認する書類 (1) 雇用保険法に規定する失業をした方 雇用保険受給資格者証、退職通知書等の退職の事由が分かる書類 (2) 個人の事業を休止又は廃止した方 税務署に提出した廃業届又は休業届の控え又は廃業を届け出た機関発行の廃業証明書 2 収入に関する書類 (1) 収入状況等報告書（規則に定める所定様式） (2) 前年の収入実績及びその年1年間の収入見込額が分かる書類 3 預金通帳等の写し ※ 写しの提出は、納税義務者本人名義の口座のみとなります。	○	○
生活保護以外の扶助を受けている場合	1 就学援助認定通知書又は児童扶養手当受給者証 2 社会事業団体等が発行する扶助証明書 3 親族等から扶助を受けていることが分かる書類	○	×
災害により障がい者となり、納付が困難な場合	1 官公署が発行するり災証明等 2 障がい者手帳	○	○
災害により住宅・家財に損害を受け、納付が困難な場合	1 官公署が発行するり災証明等 2 住宅・家財損害明細書	○	○
冷害等による農作物の減収があり、納付が困難な場合	1 農作物の減収や損失額を証する書類 2 支払を受ける共済金の額が分かる書類	○	×
納税義務者が死亡し、その相続人が失業等により納付が困難な場合	相続人につき、失業等により納付が困難な場合に掲げる収入に関する書類	○	×
学生・生徒であって、納付が困難な場合	学生証、在学証明書等	○	×
やむを得ない多額の支出により、生活が著しく困難となった場合	1 医療費等の支出金額が分かる書類 2 保険金等で補填される金額がある場合はその金額が分かる書類	×	○
所有資産に損害を受けたことにより、生活が著しく困難となった場合	1 盗難等による被害の損害金額が分かる書類 2 保険金等で補填される金額がある場合はその金額が分かる書類	×	○